

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が積載重量を限る等の条件を付すことにより、1から3の条件すべてを満たすこととなると認めるときは許可することができる。

1 貨物に関する基準

貨物に関しては以下の(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 形態上、単一の物件であること。
- (2) 分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められること。

2 車両の構造に関する基準

自動車検査証の記載内容に照らして、また、実際の積載状況から判断して、当該車両が(1)、(2)両方の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該許可申請に基づく積載行為をして運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。
- (2) (1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

3 道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に、幅員が狭く右左折が困難な場所、橋梁、トンネル等通行する車両の諸元等に関する制限のある場所、交通の頻繁な場所がある場合等において、当該車両が通行することによって通行道路及び周辺道路の交通流を阻害し、又は他の道路利用者に対して危害を及ぼすなど道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。